

参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和三十九年三月十九日(木曜日)
午前十時四十六分開会

委員の異動

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

三月十八日

補欠選任
青木 一男君

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

三月十八日

補欠選任
青木 一男君

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

三月十八日

補欠選任
青木 一男君

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

三月十八日

補欠選任
青木 一男君

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

三月十八日

補欠選任
青木 一男君

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

三月十八日

補欠選任
青木 一男君

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

三月十八日

補欠選任
青木 一男君

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

三月十八日

補欠選任
青木 一男君

三月十七日

補欠選任
青木 一男君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 亀井 光君
藤田 藤太郎君
柳岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
横山 フク君
杉山 善太郎君
小平 芳平君
村尾 重雄君
林 塩君

衆議院議員
発議者 吉川 兼光君

國務大臣
労働大臣 大橋 武夫君

政府委員
労働政務次官 蔵内 修治君
労働大臣官房長 和田 勝美君

第七部 社会労働委員会會議録第十四号 昭和三十九年三月十九日【参議院】

労働省労働基準局長 村上 茂利君
労働省労働基準局労働補償部長 石黒 拓爾君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

○電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(衆議院送付、予備審査)

○労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員吉川兼光君より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(吉川兼光君) ただいま議案となりました電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案につきまして、提案理由を説明申し上げます。

電気事業及び石炭鉱業の争議行為の規制に関する法律は昭和二十八年に三十九年の時限立法として制定されたものでありますが、その後、昭和三十一年に本法を存続する議決がなされ、今日もなお効力を有し、電気事業及び石炭鉱業の争議行為に対し適用され、民主的

労働運動の重圧となっているのであります。

しかるに本法制定当初に見られたような極左的労働運動は今日では全く微弱となっておりまして、労働運動自体の民主化が進んだ現在では、いわゆる「山ネコスト」と呼ばれるような暴力的な極左ストは皆無となっております。したがって労働組合の持つ争議権を法をもって規制することがとき立法は、いまや全く必要としないのであります。

また、本法の廃止につきましては、ILO八七号条約の批准が行なわれれば、当然国内法の整備の一環としても行なわれなければならないのであります。政府も国会も一日も早い批准を望んでいられる現在、本法のごときは当然に事前に整理消すべき立法なのであります。

さらに、申すまでもなく、本法の目的とする公共の福祉を擁護するため、電気事業と石炭鉱業における争議行為を規制するという法理念は、いまや全く必要といたしません。そればかりか、憲法第十三条に規定する国民の完全平等並びに憲法第二十八条に規定する労働運動の権利の保障の精神に反するものだといわなければなりません。

本法第一条の目的が憂慮したような事態は、労働関係調整法第一条及び第二条によって、十分に調整することができるのであります。したがって、本法第二条の電気事業の争議行為の方法の規制につきましては、労働関係調整法第八條第二項及び第三十五條の二、第三十六條、第三十七條、第三

十八條の条項によりまして、それぞれを十分に目的は達成できると断言できるのであります。

さらに、また、本法第三条における石炭鉱業の争議行為の禁止につきましては、鉱山保安法第四條、第五條及び第十二條によつて、鉱山の安全の確保について、労使が順守しなければならぬことが明記されておりますし、石炭鉱業の争議によつて国民経済が著しく阻害されたり、公衆の日常生活が危険にさらされるときには、労働関係調整法第八條第二項によつて公益事業として指定し、労働関係調整法を適用することによつて、本法の目的はこれまでに十分に達成できるといわねばなりません。

このように、法理論及び実態論の双方から見ましても、本法を廃止することは適切なものであり、時機を得たものであります。

何とぞ、本案につきまして慎重審議の上、御賛同あらんことを希望いたします。

○委員長(鈴木強君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ順次御発言願います。

○柳岡秋夫君 本案に関連をいたしまして、最近における労働災害の問題に

ついて、労働省当局の御見解をお聞きしたいという考えでございます。

最近、労働災害が非常に注目を浴びてまいりまして、人命尊重という立場からの運動も、この国会前におきまして高まっております。この国会前におきまして、政府の発表しております統計によりますと、昭和三十八年度におきまして、死傷件数、休業一日以上でございまして、七十四万四千件、さらに、また、死亡に關しましては六千三百件、千分率は三・一六、過去の三十二年以来の統計を見ましても、年々労働災害が増大をしております。こういう状況でございます。これに対して、政府は、現在、国会に労働災害防止に関する法律案を出しておりますけれども、その内容はきわめて姑息的の申しますか、いわば防止協会法案といわれるような内容でございます。この増大した労働災害を真に防止をして、労働者の生命を守っていくということの観点からすれば、きわめて貧弱なものではないかというふうに考えております。

したがって、当局として、現在この労働災害の防止のためにどのような対策を考え、実行しようとしておられるか、この点について、実は労働大臣から伺います。政務次官からお答えを願いたいと存じます。

○政府委員(蔵内修治君) 御質問のとおりに、経済の高度化に伴いまして、産業の労働災害も、思わぬ部門に非常に複雑な様相で発生をする傾向が強くなっております。これにつきまして、

しておるわけですが、ところが、この労使関係が最近においては非常にうまくいっていないという傾向が、たくさん出てきておるわけですね。それはこの社労委員会でもときどき取り上げられている問題でございますが、そういう労使関係に対する労働省の行政指導、もちろん労働大臣も所信の表明の中ではそういう点を強調されておられますけれども、基準局として、労働基準法の完全実施のために、労使というよりも、使用者に対しての教育、こういう面に三十九年度はどの程度の予算をもって積極的にやろうとしているのか、そういう点をひとつお伺いしておきたい。

○政府委員(村上茂利君) 災害対策のために労使が御協力いただかなければならないという点は、全くこれは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、今後とも、労使が相協力して安全問題についていろいろな措置を講じていただきますようにお願いしておる次第でございますが、考え方を二つの点を申し上げておきたいと思っております。

それは、労働基準法なり安全諸規則に定めております基準を順守するかな、守るかどうかなという点につきましては、法定基準に違反したものは罰則付きで臨むわけでございますので、法令に定める基準を守るかどうかという問題は、いわば国家機関の手によってこれは厳正に対処していく必要があるかと思うのでございます。しかしながら、個々の産業ないしは企業におきましては、法令で定める基準以上に、さらに高い基準をそれぞれの企業に相応したように設定する必要もあろうか

と思っております。それにつきましては、欧米のように、労働協約によつてきめのこまかい協定をするという方法が考えられるのでございますが、そこまで熟していない産業、企業も数々あるわけでございます。法定基準以上の基準を設定し、きめのこまかい措置を講ずるといふ点につきましては、何といたしましては労使関係の場においてそういう基準が設定されることをわれわれは期待いたしておるわけでございます。しかし、一方、労働組合が十分に発達していないような特殊な職場の流動性のあるような産業、たとえば建設業であるとか、あるいは山林で労働いたします林業労働者、民間の林業労働者というような向きにつきましては、労働協約によつてきめのこまかい基準を設定するということも困難な面があるかと思ひます。したがって、一方においては労使関係の場におけるルールを設定を期待いたしますと同時に、そういうまだ熟しない状態にある特殊な産業、企業におきましては何かの方法が必要でなからうか、そういう意味におきまして、特殊の業態におきましては災害防止協会のごときものが必要ではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

それから、第二の問題点といたしましては、現在の安全衛生規則におきましても、安全に関する委員会、衛生に関する委員会というような制度が一応考えられておるのでございます。そして、また、現に大企業などにおきましては、安全委員会を労使協定によりまして設立しておるという例も少なくないわけでございます。今後におきましては、そういったすでに設立されてお

ます安全委員会をより適切に活用いたしまして、労使の協力態勢が一そう助長されますように私ども今後指導してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

なお、この関係の予算は幾らかという点でございますが、このための特別の予算というのはいさぐさ計上してありません。して申しますならば、労務管理の面からいろいろ対処いたしておりますが、労務管理関係の改善費といったしましては、約三千四百万円を計上いたしております。

○柳岡秋夫君 聞くところによりますと、基準法を完全に実施しているかどうかという点、いわゆる監督をする監督官ですか、この方は全国で専門的にそういうことをやっているような人は七百八人くらいしかいない。したがって、各職場の監督も十分やれない、こういうようなことを聞いていますわけですが、もちろんその監督だけで労働災害が防止され、あるいは労働管理がよくなるということは私は考えません。したがって、一面では、先ほどから申し上げておりますように、経営者に対する啓蒙、労務管理に対する指導という面がより重要なことであるというふうに考えておりますが、いまのお話ですと三千四百万円程度の労務管理の面における予算しか取っておられない、こういうことでは、私は、いま非常に国民から注目を浴びておる労働災害を防止する積極的な意欲というものが労働省に欠けているのではないかと、こういうふうに感ぜざるを得ないわけでございます。こういう問題につきましましては、いづれまた労働災害防止法案を審議する際に論議をしてまい

たいと思ひますので、後日に譲って、この法案の問題について若干質問してきたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 労働省に私も関連してお尋ねしたいのでありますが、労働災害の問題は、私は根本的な心がまえをきめなければならぬとききていますと思うのです。ですから、労働省としては、聞くところによると、労働基準審議会に案をおかけになったというところを聞いておるが、どういふ点とどういふ点を審議してもらいたいという、労働災害防止のその考え方の案を出されたのですから、その考え方の案をひとつわれわれにお示しを願ひたい、こう思うわけでありませう。都合が悪ければ都合の悪い理由を御説明いただきたい。基本的にどう進めていくかということが明らかにならないと、労働災害の問題はなかなかむずかしい、端々の問題を議論しても、これはなかなかむずかしいのではないかと。そのあたりの議論は順次していかなければならぬし、政府の考え方も聞かなければならぬのですが、そういう案がありましたらひとつお示しを願ひたい。

○政府委員(村上茂利君) 去る三月十三日に労働基準審議会におはかりいたしました労働災害防止対策の現状と問題点という印刷物は、別途また御配付申し上げたいと思ひますが、その内容としますところは……

○藤田藤太郎君 質疑があつたようです。資料で出していただきたい。

○政府委員(村上茂利君) 資料で提出したいと存じます。五つばかり問題点を先ほど申し上げましたが、なお、先ほど柳岡先生からの予算についての御指摘がございましたが、労使関係

係を場にした関係予算は幾らかというので、三千四百万円と申し上げたのでございまして、災害対策費全体といたしましては、五億円をさらにオーバーしていただいております。その点御了承をいただきたいと思います。

○藤田藤太郎君 そこで、重要な事項として基準審議会にお出しになった。基準審議会は大體いつをめどにしてその結論を出されるのか、政府の取り組み方で、私は、たくさんな行政事項が、単に労働省関係ばかりではない、産業関係、通産省関係もあれば、建設省の関係もいろいろあるわけでありませうから、そこで、やはり労働災害防止の基本的な問題が、少なくともこの国会の、できるだけ早い機会に浮き彫りにされてこないこれは問題だと、こう思っているわけでございますので、そこらの点は、基準審議会と労働行政の中で、いつぐらいに結論が出て、何日ごろに労働省としてはこれを明らかにしていくか、内容の問題の議論はあると思ひますけれども、そのスケジュールをひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(村上茂利君) 問題点が非常に広範多岐にわたりますし、ものによりましては労働行政の範囲をこえるような問題もございませう。労働行政のワケをこえさような問題につきましましては、私どもといたしましては、総理府に設置されております産業災害防止対策審議会がこの三月三十一日に廃止される予定でございましたが、総理府設置法の一部改正法案を現に国会に提出いたしておりますので、その法律案が成立いたしますれば、今後さらに四月以降も存続することに予定されてお

す。そこで、そういった総理府における審議会の場を通じても、さらに御検討いただきますように期待しているわけでございます。そういった点、問題の性質によりまして、中央労働基準審議会のみで処理する問題と、それから総理府の産業災害防止対策審議会等を通じて審議をお願いするものがあるかどうか存じます。

それから、次に、災害対策の内容につきましても、立法措置を要するもの、規則改正で措置するもの、それから予算上措置するもの、行政指導で措置するものというように、それぞれ具体的な手段方法につきましては、とるべき手続その他の問題があるわけでございます。そういった点を考慮いたしまして、四月十七日に開かれます中央労働基準審議会におきましては、当面可能な対策を中心いたしまして、また、将来にわたって継続的に考えなければいけない問題、それからいま申しました当面の問題、しかも、それが法律改正を要するか、規則改正でできるか、行政指導でできるか、予算上の問題というように仕分けいたしまして提案をいたしまして御審議を願いたいと、目下その案につきまして検討しているような次第でございます。したがって、いまして、時期的にいつか、こういうことになりましたれば、対策の事柄の性質によりまして、早く出るものもあろうと思います。しかし、私どもとしましては、少なくとも中間報告的なものは七月ごろには御提出いただきたいというふうに期待いたしている次第でございます。

○藤田藤太郎君 どうもいまおっしゃったのですが、中央労働基準審議会は、当面の問題と将来の問題との区分けをしてお考えになる。中間報告は七月とおっしゃったのですか。

○政府委員(村上茂利君) 七月でございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、私は少しやばい問題が残りはせぬかという気がいたします。労働者からお出しになっている労働災害の法案があるわけでありまして、これを促進していこうという、まあこれはむしろ経営者の協会立法と申しましようか、そういう性質のものでありますから、名前があまり大き過ぎますけれども、これで災害をみんなふるといふような法案では私はないと思ひます。そうすると、基本的な問題が明らかになれないでこの法案が国会にかかっている、七月ごろ中間報告が出る、それで端の問題だけが国会で議論するなというところは、少しどうも本末転倒じゃないかと私思うのです。ですから、やはり基本的な考え方というものがここに明らかに示されない限り、いまかかっている法案の審議というものは、私は審議が困難になつてきやせぬかという心配をしているわけでありまして、われわれ国会議員として、法律案がかかっているわけでありまして、法律案がかかっているわけでありまして、そこで、一つの点として、私は、労働者にかぶさってくる災害という立場からすれば、炭鉱の災害は通産省のほうにあるといへども、炭鉱地下労働者の災害は、これは当然労働基準に關係するものとして災害対策というものが打ち出されなければならぬ。ですから、その問題が法律上は労働省の管轄でないとしても、地下保安

の問題は労働省でやる。労働省は、その行政管轄の問題はあつたらうとも、考え方としては地下労働者の問題もつまびらかにしなければならぬと私は思ふのであります。

もう一つの問題点は、今日の交通地獄によって、交通労働者が過剰な密度の高い労働をしいられて事故を起こしておる、こういう問題は労働災害の一つだと思ふ。また、労働者がこれだけの交通地獄の中で通勤をするときに、障害が起きる、これも労働災害の範囲内でないというところは私は言えないと思ふ。こういうふうに労働者に關する一切の問題は、基本的な考え方として、その対策はかくかくのとおり、労働行政だけで足りないところはかくかくのとおりという、こういう基本的な考え方に立てて、他の担当行政官庁はそれをどういうふうに入置するのだというところまで深く入らないと、いまの安全衛生の規則だけ、そういうものをはずしただけで労働問題を処理されるということでは、私はやはり問題があるかと考えておるわけでありまして、だから、私の主張点は、炭鉱災害は労働省で管轄をしてやるべきだ、こう思っているわけですが、ここで議論をあまりいたしません、そういううたてまえに立ってこの問題を処理し、そうして労働災害の基本的な問題が浮き彫りされて、それが直ちに法律になるか、あるいは法律が検討される、それで個々の問題について法律が出るか、行政でやるか、あるいは教育指導でやるかという仕分けが初めてできるのじゃないか。やはりその基本的な問題として、国会にその方向がびしゃつと出て、そうしていま出ているような、本筋、労働災害防止の促進の一つの方法として

の問題が審議されて処理がされるということでは、七月に出ますというようなことでは、この労働災害の結末というものは、われわれいまの法案を付託された社会労働委員会としては、この法案を審議しないといわれたってなかなかかわずかしいのじゃないか、そういうことが言える。だから、そういう点はぜひ労働大臣から明らかにしておいてもらいたい、こう思ふのです。

○政府委員(村上茂利君) これは藤田先生御承知のとおりでございますが、労働災害プロパーの問題と、それから御指摘のように、交通の災害、それから、最近公害の問題であるとかいうように、労働者に対する災害以外に、この公害と関連いたしまして、一般公衆の災害という観点からいろいろの問題が提起されておるわけでありまして、それをどう扱うかという問題がございますが、労働省としましては、災害対策一般の問題の中にそういうものもあわせて考えるべきだという認識のもとに問題提起はいたしております。ただ、しかしながら、それらの問題が等閑に付されておるかどうかと申しますと、交通災害につきましては、交通基本問題調査会がいま答申を出すべく案を作成しているような段階でございます。その中にも交通災害対策が示される予定でございます。また、鉱害につきましては、鉱害対策連絡協議会というものもございまして、そちらのほうで検討しておるというような状況にございまして、それぞれの分野でそれぞれの対策を練っておるようなわけでございます。したがって、先ほど

言っているのは、大まかにはそれでけつこうなんでありませう。七月というのは、あなたのほうで運輸行政の問題をどうするとか、その他の行政の問題をどうせよと私は言っているのではない。しかし、生産につく日本の経済の柱である労働者が、業務上の災害、業務に關係して災害を受けるような問題は、他の行政の一般的な問題とは別として、きちんとひとつ出してもらいたい。これは運輸省の問題だから、運輸省で働いている労働者は運輸省の問題というものであつてはいけぬのではないかと、そういうことを言っているわけであつて、そういうものを含めて、業務上の災害——業務に關係して、たとえば通勤の場合どうするとか、安全衛生の問題が各省の行政の中にあるけれどもどうするか、そういう問題のことはきびしくひとつ労働省が早目に出してもらいたい。それに従つて各行政庁がそれぞれ持っている行政の中で改善をしていくその方向が七月でも、それはやむを得ないと思ひます。全体のまとめるのであるからやむを得ないと思ひますけれども、少なくとも、労働災害に關する問題は各省にまたがる問題で、きびしくひとつ基本的な防止のための考え方を、この十七日あとさきにはきちんと出していただきたい。そうでなければ、さつき私の議論したような問題になるということだけを申し上げておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 先ほど来の藤田委員の御質問につきましては、労働災害の根本的の解決のために総合的に対策をつくるべきだという御趣旨でございますが、私も全く同感に思つておるのでございます。元來、

ただいま提案、御審議をいたしております災害關係の法案は、昨年の通常国会に提案いたしましたものでございませう。當時といたしましては、これでご当分の災害対策として取り急ぐものはぜひ進めたいという考えで提出いたしましたわけでございます。その後、昨年の秋になりました、三池の災害、あるいは鶴見事故というような相次ぐ大災害の発生によりまして、お示しのとおり、従来の災害対策というものを再検討して、根本的に全般的な計画を打ち出す必要が生じてまいつたわけでございます。したがつて、労働省といたしましては、そういう要請のものに、従来の産業安全衛生対策というものを全面的に検討いたしました。そして労働基準法の改正を含む全般的な対策というものを検討いたしておるわけなのでございませう。それはそれといたしまして、その根本対策の中で、提案いたしております法案が、いかなる位置づけになるものであるか、そうして、全体の対策の中で、やはりそれはそれなりに必要なものであるという御説明を申し上げませう。至って十分を免れないと存じたわけでございます。そこで、災害の安全全般の対策ということになりましたと、これはこうした制度の性質といたしまして、やはり労働關係にいろいろな面で關係がございませう。単に役所の考えだけ申し上げまして、役所としてはこう思ひ、これでいいか、こう言ひましても、はたして労使がこれに協力の勞を惜しまないかどうか、その辺を確かめる必要があると存じ、すでに内々で使用者側並びに労働者側の意向をも

打診し、大体こういうふうな考え方ならば労使も協力してもらえらるだらうというめどもついておるといふような状況でございます。もちろん細部に至りましては、またいろいろな審議をその中で、労使、公益を含む關係者が論議され、細目を決定してくださるでしょうが、大綱としては、まずかようなものであらうかというふうな輪郭はおおよそ考えておるわけでございます。で、その考えのもとに、ただいま御審議をいたしております法案以外の各般の施策につきましましては、それぞれ予算措置、あるいは立法措置が必要でございませうから、これらはまた多少準備の必要もございまして、願くば次の通常国会にぜひ提案するように運びたい、こういう考えを持っております次第でございます。そういう考えのもとに、基準審議會、その他いろいろの審議會に提案、諮問と申しますか、いま御相談をいたしておるような状況なのでございませう。私もどうもいたしましては、労使の協力を得られる、また、得るためによりこの考え方をこれらの審議會を通じて具体的に詳細なものにつくり上げていただいて、そうして、それを労働省としては誠意をもって実行したい、こういうふうに考えておるのでございませう。しかし、御審議の都合上、その内容を早く示せという御要望はまことにございませう。先ほど來、局長から申し上げましたような段階取りで進んでおりますので、来月の半ばごろにはそれらについて一応の考え方を御説明申し上げ得ると存じます。

○藤田藤太郎君 いや、いまの労働大臣の御努力しておられることについては敬意を表します。私は、やはり国会で突き詰めたよりよいものをこしらえたいというものとあわせて、具体的に携わっている方々の意見を聞いて調整していく、こういうところに労働省が努力されておることは私はいいことだと思ひます。私はなぜこんなきびしいことを言うかといひますと、私たちが、これ社勞委員會で、一番人命を損失した激しい問題は炭鉱の事故なんです。そうして、炭鉱の事故で、まあ人の名前をさしてはまことに恐縮、ちよつとどうかと思ひますけれども、四年間も五年間も保安局長にいて、おごなりの答弁をして漫々と日を送つてきた。東中鶴の水没、あの三つほど水没ができました。何が原因かといへば古道だ。古道の調査をして、再び水没災害の起きないようにする。口ではそうおっしゃるけれども、何もそれなりの議論は私は皆さん方の中ではないと思います。今度通産省の石炭局長を呼んできいて聞くと、予算を上げていたします、それじゃやつてもらいたい、これも何もしない。そうして豊州炭鉱で川の底にメートル足らぬような底で大水が出て六十何人も死んだ。これもほっぽらかしてございませう。そういうことをやつておる。ガス爆発にしてもそうでございます。日本一といわれるような三井のあの坑道でガスの爆発があり、四百何人か死んだ。だんだん追及してくると、これはもうほけてしまつて、かくかくの責任体制が全うされてないからこうなつたという結論も十分でない、そして人命が次から次へ損傷されていく。こういうことをほうっておいていいかどうかといふこと、私たちは、行政が違ふからといって、それじゃほつておいていいかどうかとい

うことは、頭にきているわけですよ、さうくばらんに、社勞委員は。と私は思ひます。正常な神経を持っていたら頭にきましますよ、これは。そういうことが、ただ行政の問題がどうの、行政區画の問題がどうのといつてはつておるべき問題でない。古道の調査もして、きちんと図面を書いてやつておけば、かくかくの所からこれだけの幅の所に入つてやつたらいかぬといふことにしておけば、水没事故なんといふのは一件も起こりませう。それが何年たつても何もされません。だんだん掘つてもガスの濃度について十分検査がされてない。ばかどやつてまた人が死んだ。私は、ほんとうに労働災害の防止の監督行政は一本にしてもいい。一本にしてきびしくやつてもらわなければ、何年たつても同じことを繰り返すだけですよ。通産省の行政の中の議論は私は皆さん方の中ではないと思いますけれども、そういうことがございませうから、交通事故でもそうでございます。そういうところに問題の根源があるのですから、労働者が、働いてる人がその損傷にあつては、さういふことはきちんと早く出してもらわなければいかぬといふことを申し上げておるのでございませう。私たちが、この決議で皆さん方が賛成していただくなら、私は、いまの地下保安關係は労働省に監督行政を移せといふことを、むしろ社会労働で決議をしてやるべきじゃないかと思ひます。一本の形で予算を取つて、その鉱山保安なんかを労働省で、その生産につく労働者を守る、国民を守る立場から予算をつけていく、そうして処置をしていくといふことにしないと、いつまでたつても

これはもう解決しない問題だと、私たちはほんとうに悩んでいるわけですよ。だからこういうことをきびしく言っておるわけですから、その気持ちを十分にぐんでいただいて、そしてやはり方向をびしっと出していただきたいということをお願いしておきます。私は関連質問だから、これで終わります。

○委員長(鈴木強君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木強君) 速記をつけて下さい。

○柳岡秋夫君 改正案について若干質問をしておきたいんですが、提案説明によりますと、過去三カ年の年間平均受理件数が二百六十件をこえておる、こゝろ言われております。もちろんこれは再審査請求であろうかと思いますが、いわゆる再審査請求の前のいわゆる審査請求案件と申しますか、そういうものの受理件数はどの程度あるのか、もしおわかりでしたら伺いたい。

○政府委員(和田勝美君) 昭和三十三年から三十七年度までの三カ年間に、おきます審査官の処理状況でございますが、まず、労働保険審査官につきましては、この三カ年間で年平均の審査の請求件数は二千九百十件でございます。決定をいたしましたものが二千六百三十七件、取り下げが三百七十二件でございますので、大体請求件数と処理件数とは、ほとんど同数になるわけでございます。なお、失業保険審査官につきましても、この三カ年間の年平均で請求件数は四百五件、決定件数は百四十九件、取り下げが二百五件というところで、このほうは、若干翌年に繰

り越しておる、こういう状況でございます。

○柳岡秋夫君 中小企業関係のあれはないんですか。

○政府委員(和田勝美君) 中小企業退職金共済事業関係と炭鉱離職者の就職促進手当関係は、まだ一件もございませぬ。

○柳岡秋夫君 そうしますと、過去三カ年間の審査請求件数、さらに、また、決定件数を合計してみますと三千件以上、決定の場合が二千八百件近くあるわけですが、この決定二千八百件の中で、二百六十件の再審査請求と、こういうことになるわけですね。まあ現実の労働審査官の行なう決定の実体というものは、私まだ把握をしておりませんが、せんだって若干の例を扱ったことがありますが、自分でその決定が不服であっても、泣き寝入りをするというか、再審査請求をあきらめるといふようなことがあるのではないかと懸念を若干持つんです。と申しますのは、やはり労働関係が、非常に零細企業なり、特に後進的な産業、たとえば漁業関係等におきましては、平均賃金の決定とかその他におきましても、一方的にやられておるといふケースが非常に多いと思うんです。したがって、そういう場合に、よほど労働保険審査官が公平に、いわば労働者の立場に立つての審査、あるいは決定といふものの配慮をしていかないと、権力に弱い労働者が非常に多いわけですから、これでいいのだというふうにならざるを得ない、それで再審査請求の道が開かれておってもやらない、こういうことがあるのじゃないかというふうには私は考えるのです。この二千八百

件近くの決定が、真に労働者が納得をして受理されたものであればけっこうですが、そうでなくて、半ばあきらめて決定書を受領するといふようなことであると、これは問題があるかと思ひます。そういう点について、労働省として、どういう監査と申しますか、指導をされておりますか、お聞きしたいわけですが。

○政府委員(和田勝美君) 御指摘の点は、こういう審査制度につきましても、特に慎重に考えなければならぬ問題でございます。そういう点もございまして、それで、実は監督署、あるいは安定所ですれぞれ処分をいたします場合には、行政処分をいたしまして、これこれの決定——こういうことで傷害等級何級とか、あるいは不正受給であるとか、こういう決定をいたしますときには、必ず本人に文書で決定書を渡し、まして、その文書の中にも、こういうことで審査官に請求ができる、そして審査官の決定に対して不服がある場合には、審査会で再審査ができる。それに不服があったときには、さらに裁判所にも行けるということ、その旨を記入する文書を渡しますとともに、監督署、あるいは安定所では、そういうことを口頭でも労働者の方に申し上げておるわけでありまして、それで審査会の審査がいよいよ始まりまして、これは法律の定めるところによりまして、使用者及び労働者の側が、ある意味における関係人的な立場で、俗に参互といっておりますが、参互の形で審査案件についてそれぞれ意見を述べていただくことになっております。また、調書その他も参互の方はごらんをいただくことになっておりますが、その参

互の方の御意見やら、行政処分の対象になっておられる労働者の意見はもちろん聞くことになっておりますし、その他の利害関係人の方の意見も十分徴した上で、文書によりまして、こういう理由でこういう処分をいたすことにいたしますというのを審査官として労働者の方に言いまして、決して泣き寝入りということではなくて、審査会で再審査できるからということをお話し申し上げることにいたしております。しかし、そうはいいたしても、東京にだけしかありません審査会に出てくるというところはなかなかないへんなこととございしますが、そういう点

は、特に労働者側を代表される参互の方の意見等も十分聞き、参互の方が本人等にも十分相談できるようにいたしまして、できるだけいまいちの泣き寝入りというふうなことがないような措置を講じておまして、全くないというところはもちろん申し上げられないと思いますが、そういうような配慮をいたしておるわけでございます。

○柳岡秋夫君 じゃ、そういう点をひとつ十分御配慮をいたして運営をしていただきたいというふうに考えております。

次に、二百六十件という平均の受理件数でございますが、これがいままでのところ、中小企業、あるいは離職者対策のほうの関係ではないということ、労働災害と失業保険の関係でございますが、この二百六十件の不服申し立ての内容で、どういふことで再審査請求が出ておるのか。たとえば給付の問題であるか、あるいはそうでなくて、失業保険の場合ですと、資格喪失とか不正行為に対する処

分とか、いろいろ分かれておりますが、そういう区分別におわかりでありましたらちょっとお知らせ願いたい。どういふ件数が一番多いのか、そういう点をお聞きしたい。

○政府委員(和田勝美君) 三十八年におきます労働審査会の再審査の状況の内訳についてちょっと申し上げてみたいと思ひます。

一番多いでございますのは、労働関係の傷害等級の決定に關します再審査請求が一番多いございまして、労災件数全体の五十四%で、百四十五件でございます。その次に業務上であるかいか、いわゆる業務上外のものが二五%で六十八件、それから、その他たぐさんのものがございしますが、そういうのが一五%で四十二件、それから、給付制限に關しますものが六%で十六件、これが労働関係でございます。

失業保険関係は、これはもう半分の五〇%が不正受給関係、不正受給であるかいかの關係、これは五〇%と申しますも、全体が十二件でございますから、六件でございます。その他は給付制限の問題でございますが、これが九%まあ大体そんなような内訳でございます。

○柳岡秋夫君 そういう内容で一応わかったわけですが、特にこの給付の關係につきましてもやはり再審査請求をしてくるというところは、私は、一つには平均賃金の決定のしかたですね、これにやはり原因するところがあるんじゃないかというふうに思ひます。先ほど申し上げました漁業関係、あるいは零細企業等におきましては、平均賃金の決定が当然労使の間で協約が締結をされ、そして労使の同意のもとにそう

いうものが決定されなければならぬ、こういうふうになつてゐるわけでございますが、しかし、実際には非常に平均賃金の決定がむづかしい。特に漁業関係におきましては、漁のあるとき、一年間を通じて非常に計算のしかたがむづかしいというふうなことで、労働大臣が決定をするというふうな面もありますし、そういう面でも、真に労働者の立場で見れば、非常に低い額で平均賃金が決定されておるといふことがたくさんあるんじゃないかと思ふんです。そういう面に対する給付の際の不服というものが再審査請求となつてあらわれてくるんじゃないかというふうな思ふんですが、この平均賃金の決定について、詳しくは私も存じておりませんが、原則としては、やはり過去三カ月間の平均賃金というふうになつておりますが、いま申し上げました漁業関係等につきましては、なかなかむづかしい関係から、労働大臣が決定をするというふうになつてゐるんですけれども、どういう基準と申しますか、労働大臣が決定をする場合に、どういふものを参考にし、資料としてそういう平均賃金を決定しているのか、概略でけっこうですけれども、お聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(石黒拓爾君) 平均賃金の点につきましてはお答え申し上げます。平均賃金は、もちろん通常の常用労働者の場合には問題ないわけでございます。問題がございましてのは非常用の労働者、なかんずく零細企業の労働者でございます。しかも、そのうちで、いわゆる第一次産業と申しますか、農林業、漁業、あるいは建設業といったようなものにつきましては、そもそも賃金台帳も備えてないのはもちろん、支払い形態も口約束とかいふようなことで、非常に実態がつかみにくいわけでございます。まして、一律にどういふような基準でやるというふうなことも申しかねるわけでございます。建設労働者などの場合には、以前でございましたらPW、現在におきましては、それに準ずるような賃金統計に従ひまして一応の算定ができるわけでございますが、漁業労働者のような場合には、これはそういうような統計もとつかねるわけでございます。非常にむづかしい次第でございます。そういうふうな場合には、できるだけ労使双方が納得してつづいた協定に基づいて払うという方式が一つございます。これは最も民主的でございまして、ただ、その協定というものが、とかく労働組合もいかりしてないところでは、一ぺんつくっちゃつたものを何年もはたらかして置く。今日のような情勢では、古くなつて、非常に常識外の低い賃金が協定されてゐるというふうな場合がしばしばあるわけでございます。こういう点につきましては、基準監督署におきましてよく注意をいたしまして、現実合ふような協定をつくり直させるように指導いたしておりますが、間々それから漏れるものもございまして、迷惑をかけておる向きもあります。そういう点はますます改善いたしたい。それから、そのほかの場合におきましては、たとえば林業などにつきましては、過去一年間の災害を受けた人に対する休業補償額から逆算をしてことしの平均賃金というものを基準局で算定して、そして関係者に示して、ことし

もそれでけっこうだというならそれでいくというふうな方式もとっておりまして、一律にどういふことは申し上げかねるわけでございます。なお、現在法律改正を労働保険審議会で審議中でございますので、平均賃金につきまして、もう少しすっきりした方法を講ぜられないものかというところで、あわせて研究しております。

○柳岡秋夫君 きょうは時間がありませんから、また次の委員会で続けて質問をしたいと思ふんですが、平均賃金の問題につきましては、これがやはり災害が起きた場合に非常に影響の多いことでございますから、労働省がすでに指導をされておりますような内容によりまして、現実合ひしました平均賃金が常に協定として成立されておるようになつて、労使双方に対するひとつ好意ある指導をぜひお願いをしたいというふうな思ひます。あとは次の機会に質問したいと思ひます。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、本日のところ、本案に対する質疑はこの程度にとどめておきます。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十八分散会

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案

等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に資するため、次の各号に掲げる国の負担金及び補助金について、その率等に関する特例を設けることを目的とする。

一 保健所法(昭和二十二年法律第一百号)第十条に規定するその他の諸費のうち政令で定める費用に対する同条の規定に基づく負担金

二 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第二十一条又は第二十三条の規定により保健所を設置する市又は都道府県が支弁する諸費のうち政令で定める費用に対する同法第二十五条第一項の規定に基づく負担金

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十条第四号の二又は第五十一条第二項第二号の費用に対する同法第五十二条の規定に基づく負担金

四 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五十一条第二号及び第四号から第七号まで(これらの規定が同法第六十七条条において読み替えられる場合を含む。)の費用に対する同法第五十七条第二号の規定に基づく補助金

五 その他保健所において執行される事務又は事業に要する費用に対する補助金であつて、補助率が次条第一項の規定に基づく政令で定める率と同じであるもの

(率の特例)

第二条 前条第一号から第四号までに掲げる負担金又は補助金の率は、次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、会計年度ごとに政令で定める単一の率とする。

一 保健所法第十条

二 伝染病予防法第二十五条第一項

三 児童福祉法第五十二条

四 結核予防法第五十七条第二号

2 前項の政令で定める率は、前条第一号から第四号までに規定する費用ごとの見込額にそれぞれ前項各号に掲げる法律の規定に定める率を乗じて算出した額の合算額をこれらの見込額の合算額で除して得た数値を基準として定めるものとする。

(経理に関する特例)

第三条 第一号各号に掲げる負担金及び補助金に關しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十四条の規定による実績報告(事務又は事業の廃止に係るものを除く)は、当該負担金又は補助金の交付の対象たる事務又は事業ごとに行なうことを要しないものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、これらの負担金及び補助金として交付すべき額の総額を確定することをもつて足りるものとする。

2 第一号各号に掲げる負担金及び補助金に關する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用については、当該負担金又は補助金とその交付の対象たる事務

九 結核性疾患による身体の機能の障害（呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下この表において同じ。）又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態にあつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

一〇 精神の障害（精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。以下この表において同じ。）であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

一一 前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

同表の二級の項中

一五 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（内科的疾患に基く身体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないものを除く。）

一六 結核性疾患による身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

一七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

一八 前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（児童扶養手当法の一部改正）

第二条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態若しくは内科的疾患に基づくかない同表第九号に定める程度の廃疾の状態にある」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一号から第八号までに規定する障害でそれぞれ当該各号に定める程度の廃疾の状態にある者

二 結核性疾患による身体の機能の障害（呼吸器の機能の障害にあつては結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下第四号において同じ。）又は長期にわたる安静を必要とする程度の廃疾の状態にある者

三 精神の障害（精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。次号において同じ。）で別表第十号に定める程度の廃疾の状態にある者

四 前三号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有する者であつて、前三号に定める程度と同程度以上の廃疾の状態にあるもの

第十号から第十二号までを次のように改める。

第十号 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の前年の所得が、その者の所得税

法（昭和二十二年法律第二十七号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額に相当する額を加算した額

第十一号 母に対する手当は、その母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一 扶養親族等がない場合 給与所得の収入金額四十万円につき所得税法第九条第一項の規定により計算した額

二 扶養親族等が一人である場合 給与所得の収入金額四十

万円に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額を加算した額につき同法第九条第一項第五号の規定により計算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 給与所得の収入金額四十万円に次に掲げる額を加算した額につき所得税法第九条第一項第五号の規定により計算した額

イ 所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

ロ 扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

第十二条 養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前条各号の規定により計算した額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十三条第二項第二号中「第十条の規定に基づく政令で定める

額」を「当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第十号各号の規定の例により計算した額」に改め、同項第三号中「第十一号の規定に基づく政令で定める額」を「当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第十一号各号の規定の例により計算した額」に改める。

第十三条の二に次の一項を加える。

2 第十号から第十二号までの規定により所得の額と比較すべき額の計算につき所得税法の規定を適用すべき場合においては、当該所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。

第二十号中「第十七号第一項」を「第十七条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第三十条第一項、第八十一条及び別表の改正規定並びに第二条児童扶養手当法第三十条第一項の改正規定は、昭和三十九年八月一日から施行する。

(障害年金の支給要件に関する経過措置)

第二条 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当する者が、昭和三十九年八月一日前になおつたその傷病により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同法別表に定める程度の廃疾の状態を除く。）に改める。

く。以下同じ。）にあるときは、この法律による改正後の同法第三十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病が昭和三十九年八月一日前になおり、かつ、同日において前後の廃疾を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、同法第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七

条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

3 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和十六年四月一日において二十歳をこえた者）については、前項中「二十歳に達する日」とは、「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

(母子年金及び準母子年金の額の改定)

第三条 昭和三十九年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一条の二第二項に

規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの（十八歳未満のものを除く。）と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置)

第四条 夫の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（前条に規定する妻を除く。）が、昭和三十九年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、同法第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべて

が、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日において国民年金法第四十一条の二第二項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（前条に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和三十九年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にある十八歳以上である者に限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

(遺児年金の支給要件に関する経過措置)

第五条 国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和三十九年八月

一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 現に婚姻をしているか又は養子となつているとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつているとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしているとき。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和三十九年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和三十九年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができ。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払

われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

(障害福祉年金の支給要件に關する経過措置)

第六條 明治二十七年八月三日から

昭和十九年八月一日までの間に生まれた者(昭和三十三年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、昭和三十三年八月一日前になおつた傷病(初診日において国民年金法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態を除く。次項を除き、以下同じ。)にあるときは、同法第五十六條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同條の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十三年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である二以上の傷病により廢疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廢疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2 明治二十七年八月三日から昭和

十九年八月一日までの間に生まれた者(昭和三十三年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、昭和三十三年八月一日において、初診日が昭和三十三年

七月三十一日以前である傷病(初診日において国民年金法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く)でなおらないもの(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた傷病を除く)があることにより、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるときは、同法第五十六條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同條の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十三年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である二以上の傷病により廢疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廢疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるものについては、この限りでない。

3 前二項の規定は、初診日が昭和

三十三年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である傷病により、又は初診日が同日以前である傷病による廢疾と初診日が同日以後である傷病による廢疾とを併合して前二項に規定する廢疾の状態にある者については、同日以後である初診日において被保険者であつた者であつて、その初診日の前日において同法第五十六條第一項第二号に該当しなかつたものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十三年四月

月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。(母子福祉年金及び準母子福祉年金の額の改定)

第七條 昭和三十三年八月一日にお

いて、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十一條第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四條の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるもの(義務教育終了前のものを除く)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の數に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に關する経過措置)

第八條 夫の死亡の當時夫によつて

生計を維持した妻(前條に規定する妻を除く)であつて昭和十九年八月一日以前に生まれたもの(昭和三十三年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和三十三年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後二十歳未満であるもの(夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した者に限る)と生計を同じくするときは、同法第六十一條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同條の母子福祉年金を支給する。ただし、次の

各号のいずれかに該当するとき、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてい

るとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 妻と生計を同じくする子のす

べてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の當時その死亡者によつて生計を維持した女子(前條に規定する祖母又は姉を除く)であつて、昭和十九年八月一日以前に生まれたもの(昭和三十三年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和三十三年八月一日において国民年金法第六十四條の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。)にあるときは、同條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同條の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつて

いるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてい

るとき、又は女子以外の者の養子となつているとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

3 前二項の規定は、死亡者の死亡

日が昭和三十三年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において被保険者であつた者であつて、その死亡日の前日において国民年金法第六十一條第一項第二号又は第六十四條第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十三年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

第九條 この法律による改正後の国

民年金法第六十五條第五項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十三年一月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、昭和三十三年十二月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五條第五項に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。2 国民年金法第六十五條第六項及

び第六十七条第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和三十九年九月以降の月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項から第三項まで及び第六十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十八年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十七年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、当該所得が昭和三十八年の所得であるときは、この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項及び第二項（同条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項において例による場合を含む。）中「所得税法第十一條の九」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）による改正後の所得税法第十一條の九」と、「所得税法第十一條の十」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）による改正後の所得税法第十一條の九」とそれぞれ読み

替えるものとし、当該所得が昭和三十九年の所得であるときは、同条第二項第三号ロ（同条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項において例による場合を含む。）中「同号ロに規定する控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

5 この法律による改正後の国民年金法第六十六条第二項第二号（同条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項において例による場合を含む。）に規定する額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、三十九万六千円とする。（手当の支給制限に関する経過措置）

第十條 児童扶養手当法第九條の規定による手当の支給の制限については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定は、昭和三十九年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第十條から第十二條までの規定は、昭和三十八年以降の年の所得による支給の制限について適用し、昭和三十七年以前の年の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、当該所得が昭和三十八年の所得であるときは、この法律による改正後の児童扶養手当法第十條及び第十一條（同法第十二條の規定を適用する場合及び同法第十三條第二項において例による場合を含む。）中「所

得税法第十一條の九」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）による改正後の所得税法第十一條の九」と、「所得税法第十一條の十」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）による改正後の所得税法第十一條の九」とそれぞれ読み替えるものとし、当該所得が昭和三十九年の所得であるときは、同法第十一條第三号ロ（同法第十二條の規定を適用する場合及び同法第十三條第二項において例による場合を含む。）中「同号ロに規定する控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

4 この法律による改正後の児童扶養手当法第十一條第二号（同法第十二條の規定を適用する場合及び同法第十三條第二項において例による場合を含む。）に規定する額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、三十九万六千円とする。（手当に相当する金額の返還に関する経過措置）

第十一條 児童扶養手当第十三條第二項の規定による同項第一号に規定する手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定は、昭和三十九年九月以降の月分の手当について適用し、昭和三十九年八月以前の月分の手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第十三條第二項の規定は、昭和三十八年以降の年の所得

による手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十七年以前の年の所得による手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。
（国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正）
第十二條 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「義務教育終了後」の下に「で二十歳未満」を加える。

昭和三十九年三月二十六日印刷

昭和三十九年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局